

議案第14号

みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、子ども・子育て支援法が改正されることに伴い、みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

みやき町子ども・子育て会議設置条例（平成25年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、みやき町子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議をする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、みやき町子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議をする。</p>